



医療費助成受給券及び補装具支給申請書の 誤送付について

市からの発送物について、誤って対象者ではないかたへ送付した事案が3件発生しました。関係する皆様には多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 重度心身障害者(児)医療費助成受給券の誤送付

(1) 内容

対象者の氏名、住所、生年月日等が記載された有効期間が8月以降の受給券を、7月22日(月)に3,955通送付した際に、誤って他の方へ送付したもの(2件)。

※本受給券は、対象の方が重度の障害者であることはわかるが、詳しい障害の種類、等級は記載していない。

(2) 経緯

ア 事案1

7月24日(水):重度心身障害者(児)医療費の受給者(以下、A)から、A本人と他人(以下、B)の受給券が送付されてきた旨の連絡が本市にありました。A宅へ訪問して謝罪し、誤送付したBの受給券を回収しました。Bへ直接謝罪し、受給券が同封されているか確認を依頼しました。

7月25日(木):Bから、受給券が同封されていなかった旨の連絡があり、受給券を渡しました。

イ 事案2

7月25日(木):重度心身障害者(児)医療費の受給者(以下、C)から、C本人と他人(以下、D)の受給券が送付されてきた旨の連絡が本市にありました。C宅へ訪問して謝罪し、誤送付したDの受給券を回収しました。Dへ電話にて謝罪し、受給券が届いていることを確認しました。

(3) 原因

封入作業時の職員の確認不足により、誤送付が生じました。

2 補装具にかかる支給申請書類の誤送付

(1) 内容

申請書類に不備があった対象者へ申請書類を返送した際に、誤って他の方へ送付したもの(1件)

(2) 経緯

7月25日(木):補装具申請者(以下、A)の家族から、他人(以下、B)の申請書類が送付されてきた旨の連絡が本市にありました。Aの自宅を訪問して謝罪し、誤送付したBの申請書類を回収しました。A宛ての申請書類は、7月25日付けでA宛てに送付し、誤送付はないことを説明しました。Bへ電話連絡するも繋がらなかったため、Bの自宅を訪問しましたが、不在でした。

7月26日(金):Bへ電話連絡するも繋がりませんでした。その後、現在Bが健康上の理由によりすぐに面会できる状況にないことが判明したため、体調の回復を待つ、謝罪する予定です。

(3) 原因

手順を守らずに送付物の封入作業を進めてしまったことや複数職員によるダブルチェックが機能せずに見逃してしまったこと、7月25日にA宛てに書類を返送する際にB宛ての封筒が残っていることに気付いていたが報告せずA宛ての封筒を再度作成して送付した等の理由により、誤送付が生じました。

3 再発防止

手作業による送付物の封入作業は、必ず手順通りに作業を進め、ダブルチェックを正確に行うなど、適正な事務処理を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

・重度心身障害者(児)医療費助成受給券について
柏市福祉部障害福祉課

電話 04-7167-1136 / FAX 04-7167-0294

・補装具にかかる支給申請書類について
柏市健康医療部保険年金課

電話 04-7191-2594 / FAX 04-7167-8103